

令和5年3月23日

第7回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会



## 第7回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和5年3月23日（木）午後3時  
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
  - (1) 議案第16号 令和5年度倉吉市の教育方針と重点施策について…………… 1
  - (2) 議案第17号 令和5年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
委嘱について…………… 3
  - (3) 議案第18号 令和5年度倉吉市地域学校委員会委員の任命について…………… 5
  - (4) 議案第19号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について…… 10
  - (5) 議案第20号 倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する  
法律施行条例施行規則の制定について…………… 14
- 5 教育長報告
- 6 報告事項  
各課報告（別紙）
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第 16 号

令和 5 年度倉吉市の教育方針と重点施策について

令和 5 年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

# 令和5年度 倉吉市の教育方針と重点施策

～行きたい学校・  
帰りたい家庭・  
住みたい地域～

## 教育基本法

・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成

## 学校教育法

## 社会教育法

## 図書館法

## 文化財保護法

## 博物館法

## 【教育理念】

豊かな心を持ち 自立して生きる 未来を拓く 人づくり

## 【教育大綱】

- ・創造性を培い、豊かな心と健やかな身体を養う。
- ・幅広い知識を身に付け、自立して生きる力を養う。
- ・社会の一員として、多様な人とともに、協働する力を養う。
- ・郷土を愛し、自然を大切にし、伝統や文化を尊重する態度を養う。

## 第12次倉吉市総合計画

### まちづくりの基本理念

#### 【将来像】

元気なまち、くらしよし、未来へ！

#### 基本目標3【教育・文化】

未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり

## 倉吉市教育の創造

- ・第3期倉吉市教育振興基本計画の進ちょく管理(5年計画の3年目)・教職員の働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化(教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校)
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進(各地区協議会での課題の明確化とその対応)
- ・ICTの効果的な活用推進

## 1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

### ① 開かれた学校づくりの推進

- ・地域学校委員会(コミュニティ・スクール)の活性化
- ・「学校評価アンケート」の実施と結果の分析及び公表
- ・倉吉市小中学校一斉公開 ・地域の次世代育成

### ② 家庭教育の充実

- ・PTA連合会との共催による教育講演会 ・地域未来塾
- ・「くらしよ子育て応援ブック」の活用
- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進

### ③ 地域力を育む社会教育の推進

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備(生涯学習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催)
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場づくり(放課後子ども教室、子ども会活動の支援、ハイスクールフォーラム、はたちのつどい実行委員会によるはたちのつどいの実施)

### ④ 公民館活動の推進

- ・人づくり、地域づくりにつながる公民館(コミュニティセンター)の機能強化

### ⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

- ・テーマ性のある展示の展開
- ・美術賞(前田寛治対象)の開催
- ・教育普及活動の充実



### ⑥ 豊かな心を育む図書館

- ・読書活動の推進
- ・対象者のニーズに応じたサービスの提供
- ・山上憶良短歌募集事業の継続

## 2 創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

### ⑦ 幼児期の教育と小学校教育の連携

- ・幼児期の教育と小学校教育の連携
- ・接続カリキュラムの作成・活用



### ⑧ 学力向上の推進

- ・ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- ・児童生徒の協働的な学びにおける効果的なICT活用

### ⑨ 特別支援教育の充実

- ・倉吉市「個別の支援計画」と「個別の指導計画」の活用
- ・小学校1年生対象の読みに対する早期支援

## 3 安心・安全な教育環境の充実

### ⑩ 組織的・機能的な学校運営

- ・教職員の働き方改革の推進 ・共同学校事務室の設置

### ⑪ 安心して教育を受ける機会の推進

- ・児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導を展開するための人的配置 ・相談体制の充実
- ・各種就学援助の周知と適切な執行
- ・奨学金制度 ・児童生徒遠距離、高校生通学支援

### ⑫ 教育環境の整備充実

- ・学校施設の適正な維持管理

### ⑬ 学校の適正配置の推進

- ・適正配置協議会、各地域説明会の開催
- ・北谷小学校高城小学校統合 ・小鴨小学校上小鴨小学校統合
- ・集合学習の実施

### ⑭ 文化教養施設・体育施設の整備充実

- ・施設の長寿命化 ・老朽施設の修繕、改修



## 4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

### ⑮ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・「学校教育における人権教育の基本方針」に基づく人権教育の推進
- ・児童生徒意識アンケート ・相談体制の充実
- ・情報モラル教育の推進(9年間カリキュラム)

### ⑯ たくましい体の育成

- ・学校体育の充実 ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

### ⑰ 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭などによる学校での食に関する指導
- ・親子で学ぶ食の教室の実施

### ⑱ 体育・スポーツの振興

- ・スポーツ活動支援(スポ少補助、体育大会、全国大会補助等)
- ・生涯スポーツの推進(スポーツ推進委員、ニュースポーツ交流会)



## 5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

### ⑲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・小中学生リーダー会議開催 ・くらし風土記の活用
- ・はたちのつどい実行委員会

### ⑳ 文化財の保存、活用、伝承

- ・文化財の啓発と市民との協働 ・大御堂廃寺跡の整備と活用

### ⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

- ・テーマ性のある展示の展開 ・教育普及活動の充実

議案第 17 号

令和 5 年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和5年度 倉吉市学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	倉吉市昭和町一	東伯郡湯梨浜町田後	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬	米子市上福原	倉吉市上井町一	
		岡本 賢	倉繁雅弘	中塩友一	山崎愛語	森廣敬一	
	河北小学校	東伯郡湯梨浜町長江	倉吉市福庭町一	東伯郡湯梨浜町田後	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		遠藤 充	岸田宗丈	渋川貴規	山崎愛語	野島病院(委託)	
	明倫小学校	倉吉市新町三	倉吉市清谷町一	倉吉市東町	倉吉市東昭和町	倉吉市上井町一	耳鼻科医 橋本好充
		松田 隆	濱吉淳一	中島慶子	県立厚生病院(委託)	森廣敬一	
	成徳小学校	倉吉市上井	倉吉市明治町	倉吉市海田西町二	倉吉市東昭和町	瀬崎町	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹
		坂本恵理	森本英嗣	富盛裕司	県立厚生病院(委託)	野島病院(委託)	
	上灘小学校	倉吉市昭和町一	倉吉市駄経寺町二	倉吉市昭和町	倉吉市昭和町一	倉吉市新陽町	
		岡本 賢	山本剛志	小林千里	石津吉彦	井東弘子	
	小鴨小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	近豊浩	加藤美加	石津吉彦	野島病院(委託)	
	上小鴨小学校	倉吉市福山	東伯郡北栄町下神	倉吉市東町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		安梅正則	岡本貴史	西尾琢也	石津吉彦	野島病院(委託)	
北谷小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市清谷町一	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	花池泰徳	齋尾裕紀	石津吉彦	野島病院(委託)		
高城小学校	倉吉市福山	倉吉市西町	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	熊野秀子	米田恭子	石津吉彦	野島病院(委託)		
社小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	鳥取市青谷町青谷	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	桑名慎太郎	井上雅江	石津吉彦	野島病院(委託)		
上北条小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市井手畑	倉吉市伊木	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	王秀樹	山田弘毅	山崎愛語	野島病院(委託)		
関金小学校	倉吉市福山	倉吉市関金町関金宿	北栄町亀谷	倉吉市東昭和町	瀬崎町	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	小川育成	田中靖章	県立厚生病院(委託)	野島病院(委託)		

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一		倉吉市新陽町	
		岡本 賢	木本達己	石津八重美		井東弘子	
	西中学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市福守町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	花池泰徳	植田克己		野島病院(委託)	
	久米中学校	倉吉市新町三	倉吉市天神町	倉吉市上灘町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		森脇良太	河崎一寿	忌部義夫		野島病院(委託)	
	河北中学校	倉吉市堺町二	倉吉市みどり町	倉吉市八幡町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		西田法孝	林秀昭	加藤圭二		野島病院(委託)	
	鴨川中学校	倉吉市福山	倉吉市東町	倉吉市米田町二		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		安梅正則	山本回	中尾宗彦		野島病院(委託)	

議案第 18 号

令和 5 年度倉吉市地域学校委員会委員の任命について

次のとおり倉吉市地域学校委員会委員を任命することについて、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和 43 年倉吉市教育委員会規則第 3 号）第 36 条の規程により、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 19 号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を  
求める。

令和5年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉市青少年問題対策協議会等条例の一部を改正により倉吉市いじめ問題調査委員会が設置されることに伴い、倉吉市教育委員会事務局等組織規則に所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 学校教育課の事務分掌に倉吉市いじめ問題調査委員会に関することを加え、及び同課が庶務を担当する附属機関等として、倉吉市いじめ問題調査委員会を置くこととした。  
(第6条、第16条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。  
(附則関係)

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		
課	分掌事務		課	分掌事務	
略	略		略	略	
学校教育課	1～24 略		学校教育課	1～24 略	
	<u>25 倉吉市いじめ問題調査委員会に関すること。</u>			<u>25 略</u>	
	26 略				
略	略		略	略	
2 略			2 略		
(担当事務)			(担当事務)		
第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。			第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。		
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課
略	略		略	略	
倉吉市青少年問題対策協議会	倉吉市青少年問題対策協議会等条例（平成26年倉吉市条例第16号） <u>第3条第1項及び第2項</u> の規定によるいじめその他青少年の問題についての協議及び必要な事項の調査審議（ <u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の調査を除く。</u> ）に関すること。	略	倉吉市青少年問題対策協議会	倉吉市青少年問題対策協議会等条例（平成26年倉吉市条例第16号）の規定によるいじめその他青少年の問題についての協議及び必要な事項の調査審議に関すること。	略
倉吉市いじめ問題調査委員会	倉吉市青少年問題対策協議会等条例第11条の規定による、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に関すること。	学校教育課			
略	略		略	略	
2 略			2 略		

<p>(準用規定)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>事務局及び教育機関の職員の任用、勤務条件、分限、服務及び給与については、特別の定めがあるもののほか、市長がその職員に関し定めるものの例による。</u></p>	<p>(準用規定)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>職員の再任用については、倉吉市職員の再任用に関する条例施行規則(平成25年倉吉市規則第24号)の例による。</u></p> <p>3 <u>会計年度任用職員の取扱いについては、倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年倉吉市条例第5号)及び倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則(令和2年倉吉市規則第3号)の例による。</u></p>
---	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 20 号

倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則  
の制定について

次のとおり倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和5年3月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について

**【制定理由】**

個人情報の保護に関する法律の改正により令和5年4月1日から地方公共団体にも同法が適用され、及びこれに伴って同日から倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年倉吉市条例第24号）を施行することに伴い、同法及び同条例の施行に必要な事項を規定するよう、倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を制定するものです。

**【制定要旨】**

- 1 倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条に規定する実施機関が別に定める事項については、倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の例によることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- 3 倉吉市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成17年倉吉市教育委員会規則第17号）は、廃止することとした。（附則第2項関係）

## 倉吉市教育委員会における倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年倉吉市条例第24号）第6条に規定する実施機関が別に定める事項については、倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年倉吉市規則第 号）の例による。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（倉吉市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 倉吉市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成17年倉吉市教育委員会規則第17号）は、廃止する。